岩手県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨届出があった。

平成 20 年 9 月 26 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

指定講習機関の名称	講習を行う事務所の名称	変更事項	内 容	
			変更前	変更後
株式会社西部産業	モータースクール大宮	講習を行う事務所の名称	モータースクール大宮	盛岡南ドライビン
				グスクール